名古屋市立大学病院栄養サポートチーム（NST）専門療法士臨床実地修練受け入れ要領

（趣旨）

第１条　この要領は、別表に掲げる職種に係る免許を有する者を、日本栄養治療学会の認定教育施設である名古屋市立大学病院（以下「本院」という。）において、栄養サポートチーム（NST）専門療法士の認定資格取得を目的とする実地修練（以下「研修」という。）の希望者（本院及び附属病院職員を除く。）を受け入れる場合についての取扱いを定めるものとする。

（申請及び許可）

第２条　本院において研修を受けようとする者は、所属施設長の推薦を得て、所定の申請書（様式１）に次に掲げる書類を添えて、名古屋市立大学病院長（以下「病院長」という。）に申請するものとする。

(1)　該当する職種の免許状の写し

(2)　その他、病院長が指定するもの

２　病院長は、前項の規定により申請があったときは、本院の業務に支障がない場合に限り、研修を許可することができる。

３　病院長は、前項の規定により研修を許可するときは、研修許可書を交付するものとする。

４　前項の規定による研修の許可は、指定した期日において有効とする。

（研修費）

第３条　第２条第２項の規定により研修を許可された者（以下「研修生」という。）は、別表に掲げる研修費を納付しなければならない。

２　前項の研修費は、指定の期日までに納付するものとする。

３　研修費を指定の期日までに納付しない者に対しては、病院長は、研修の許可を取り消すことができる。

4　既納の研修費は、原則として返還しない。

（研修課程）

第４条　研修生の研修課程は、病院長が別に定める。

（研修の実施）

第５条　病院長は、研修生の研修目的及び研修課程等を考慮して指導者を定め、その指導に当たらせるものとする。

２　研修生は、研修課程に従い、病院長及び指導者の指示に基づき研修を行わなければならない。

（諸規則等の遵守）

第６条　研修生は、本院の諸規則を遵守し、病院長の指示に基づき研修を行わなければならない。

（修了証）

第７条　第４条に定める研修課程を修了した者には、修了証を交付する。

（受入れ許可の取消し等）
第８条　研修生が第６条の規定に違反し、また研修生としてふさわしくない行為があったときは、病院長は、当該研修生の研修を中止させ、または第２条第２項の許可を取り消すことができる。
（弁償）
第９条　研修生が設備、備品等を破損または滅失したときは、当該研修生または当該研修生が所属する施設の長は、速やかに原状回復または損害賠償をしなければならない。
２　研修生の故意または過失により生じた医療過誤については、法令等の定めるところにより当該研修生がその責任を負うものとする。
３　研修生が事故等により被害を受けたときは、その危険負担は当該研修生または当該研修生の所属する施設の長がその責任を負うものとする。
（雑則）
第１０条　この要領に定めるもののほか、研修生に関し必要な事項は、病院長が定める。

附　則
この要領は、平成 23 年 10 月 4 日から施行する。
この要領は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

別表

職　種	研修費
管理栄養士 看護師 薬剤師 臨床検査技師 診療放射線技師 言語聴覚士 理学療法士 作業療法士 歯科衛生士	20,000 円